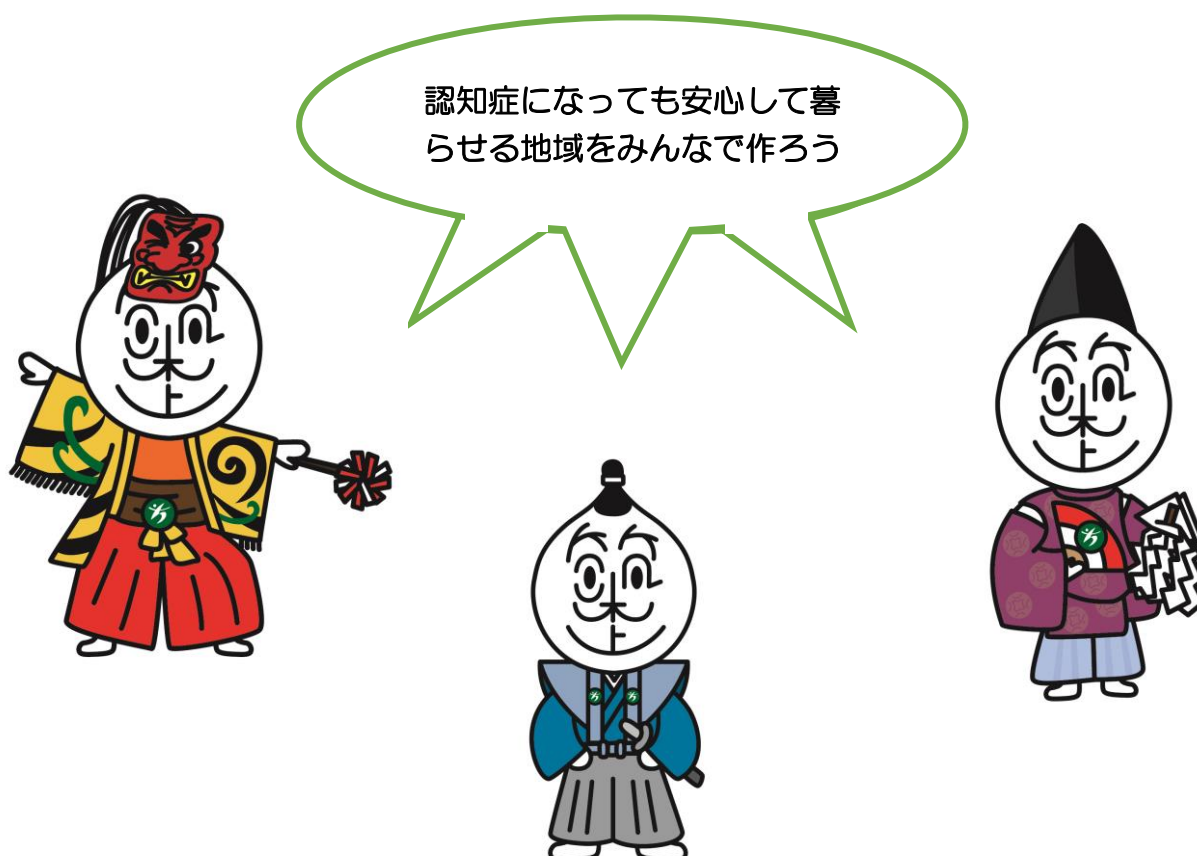


施設名		サービス内容
有料老人ホーム	介護付有料老人ホーム	介護や食事などのサービスが付き介護が必要になってもそのホームが提供する特定施設入居生活介護（介護保険）を利用しながら生活を継続できます。
	住宅型有料老人ホーム	食事や緊急時対応などのサービスがついた施設です。介護が必要になった場合、外部の居宅介護サービスを利用することができます。
軽費老人ホーム（ケアハウス）		原則として60歳以上で低額な料金で利用でき食事の提供等日常生活の支援を行います。本人等の課税状況で利用料が変わります。
サービス付高齢者向け住宅		高齢者専用の賃貸住宅でバリアフリー構造の施設です。安否確認・生活相談のサービスを行います。

（＊）訪問介護・通所介護は、介護保険を申請しなくても基本チェックリストに該当すれば利用できます。



6. 介護保険サービス等

介護保険サービス種別	サービス内容
居宅介護支援	介護支援専門員（ケアマネジャー）が、ケアプランを作成しサービス提供事業所と連絡調整を行いながら相談や支援を行います。
訪問介護（＊）	ホームヘルパーが居宅に訪問し入浴・排泄・食事の介護（身体介護）及び、調理・洗濯・掃除などの家事（生活援助）、生活に関する必要な日常生活の支援を行います。
通所介護（＊）	デイサービスで送迎、入浴、排せつ、食事などの介護、生活について相談・助言・健康状態の確認を行い日常のケアと機能訓練を行います。
通所リハビリテーション	通所リハビリテーションで理学療法・作業療法などの機能訓練を行い身体機能改善を行います。
福祉用具貸与・販売	日常生活の自立支援を目的とした福祉用具の貸与や購入費を支給します。
住宅改修	日常生活の自立支援を目的とした手すりの取り付けなどの住宅改修費を支給します。
訪問看護	看護師が居宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行い、療養生活を支援し、心身の機能維持回復を支援します。
訪問リハビリテーション	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が居宅を訪問し、理学療法・作業療法その他の必要なリハビリテーションを行います。
短期入所生活療養介護（ショートステイ）	特別養護老人ホーム・介護老人保健施設等に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話や理学療法士等による身体機能訓練を行います。
小規模多機能居宅介護	通所サービスを中心として利用者の状態や希望に応じて随時訪問や宿泊を組み合わせるサービスを行います。
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症を有する高齢者が共同生活住居で入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話と、機能訓練等の介護サービスを行います。
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	介護保険要介護認定が要介護3以上の高齢者等が、常時介護が必要で、居宅での生活が困難な人が入居して日常生活上の支援や介護を行います。
介護老人保健施設（老人保健施設）	病状が安定期にあり、在宅復帰を目的とし、看護医学的管理下で身体機能訓練を行います。